

パートナーシップ構築宣言の 普及・促進に向けた静岡県の取組

静岡県経済産業部商工業局商工振興課

(令和7年7月4日)

1 「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言

静岡県は「パートナーシップ構築宣言」を促進しています！

✓産官労の3者で「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、「適切な価格転嫁」の気運醸成に連携して取り組んでいます。



共同宣言式の様子（令和5年6月7日）

【参画機関】

- ・静岡県
- ・関東経済産業局
- ・静岡財務事務所
- ・静岡労働局
- ・（一社）静岡県商工会議所連合会
- ・静岡県商工会連合会
- ・静岡県中小企業団体中央会
- ・（一社）静岡県経営者協会
- ・静岡経済同友会（静岡協議会、浜松協議会、東部協議会）
- ・静岡県中小企業家同友会
- ・日本労働組合総連合会静岡県連合会

※国と経済団体により2020年5月に創設された仕組みで、サプライチェーンの取引先や付加価値向上を図る事業者の皆様と連携・共存を進めることで新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」の立場から企業の代表者の名前で宣言するもの

✓県内の宣言登録数
3,496社(全国6位)
(R7.5.30時点)

<優遇措置・メリット>

- 官公需における公契約条例に基づく優先発注（プロポーザル等）
- 県補助金の加点措置等
- 企業イメージの向上
- 取引先との信頼関係構築

✓静岡県「パートナーシップ構築宣言」ホームページ

静岡県 経済産業部 商工局 商工振興課 電話：054-221-2182
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>

✓「パートナーシップ構築宣言」の登録はこちら

（公財）全国中小企業振興機関協会 電話：03-6228-3802
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp/>



令和5年6月7日に産官労の3者（13団体）で
「パートナーシップ構築宣言の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を発出

<目的>

相互に連携及び協力を行い、「パートナーシップ構築宣言」の取組を通じ、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇分を適切に価格へ転嫁する気運を醸成し、適正な取引を促進するとともに、サプライチェーンの維持・強化、中小・小規模事業者の付加価値や稼ぐ力の向上、賃上げにつなげることによって、地域経済の活性化に寄与する。

<連携及び実施内容>

○パートナーシップ構築宣言の普及・促進

- ・県内企業への周知を通じた認知度の向上
- ・未登録企業に対する登録の呼びかけ
- ・宣言企業に対する支援策の検討

○適正取引・価格転嫁の状況に関する情報収集と発信

- ・県内企業への調査等を通じた情報収集
- ・調査結果の共有と発信

○適正取引・価格転嫁に関する支援情報等の周知

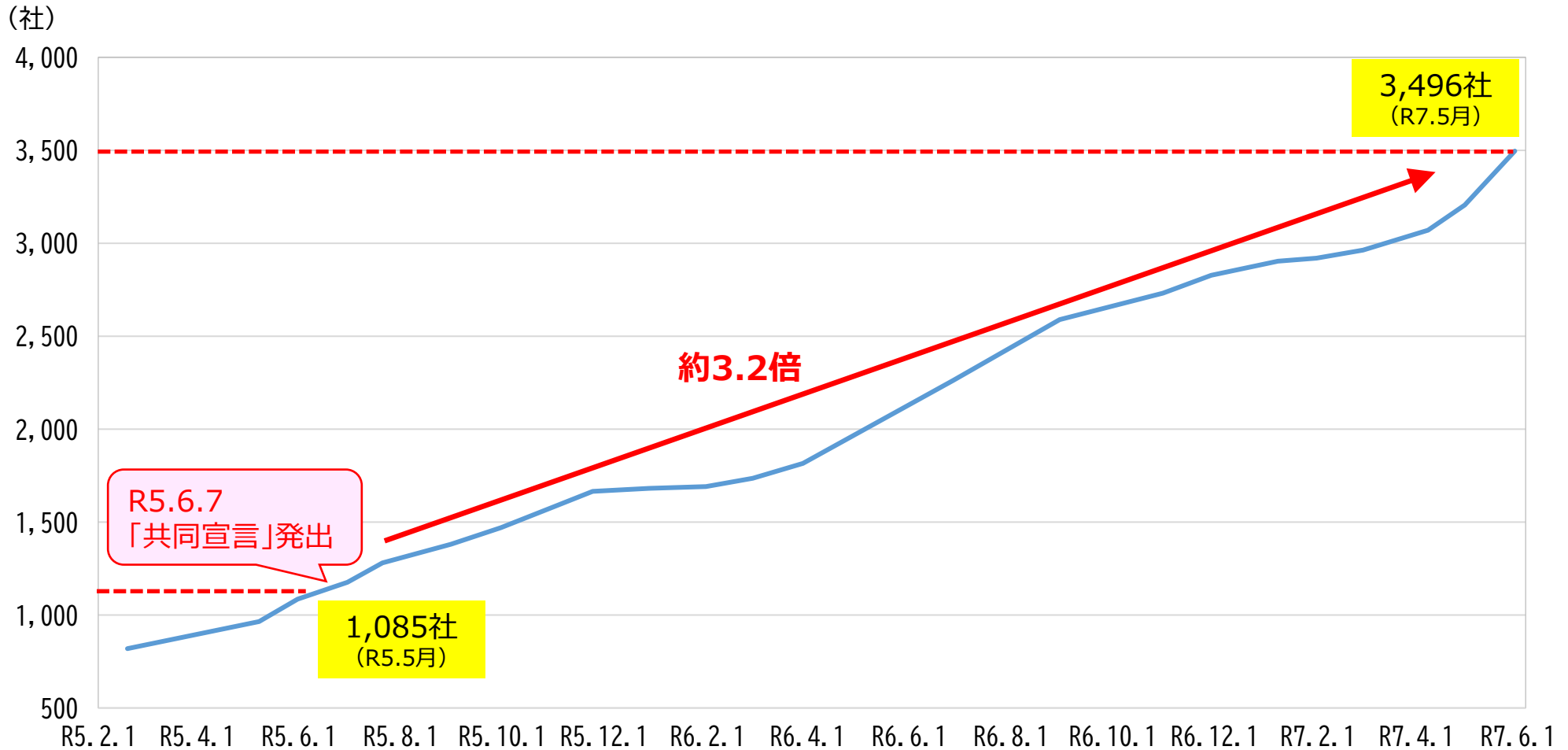
- ・適正取引・価格転嫁に関する支援策、各種情報等の共有
- ・講習会・セミナー等を活用した県内企業への周知
- ・企業・団体等からの取引・価格転嫁に関する相談対応

○その他、上記の目的を達成するために必要な事項

2 共同宣言に基づく令和6年度の取組

区 分		取 組 内 容
普及・促進	認知度の向上、登録呼び掛け	○県HP、チラシ等での発信 ・発注側：宣言浸透、受注側：価格転嫁窓口への誘導 ○発注企業情報収集専門調査員等の働き掛け ・主に発注側となる企業への登録働き掛け
	インセンティブの付与	○補助金、官公需発注における優遇（加点） ・補助金審査 R5年度 4 件→R6年度29件 ○建設業入札参加資格の加点項目として追加（R7入札参加資格から反映）
情報収集と発信	県内企業への調査等	○価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に係る実態調査 ・R6年度アンケート実施（R6.11月、4,000社） ・調査結果等を共同宣言参画機関と共有、県HPで発信
支援情報の周知	講習会、セミナー等の実施	○取引適正化に関連する講習会の開催 ・7月26日 下請取引適正化推進講習会（41社参加） 9月25日 価格交渉支援セミナー（56社参加） ほか ・価格交渉ガイドブック・支援ツール、労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針等の周知、価格交渉の実例紹介等を実施
	相談窓口	○適正取引・価格転嫁などに関する窓口の設置、周知 ・（公財）静岡県産業振興財団（相談窓口、法律相談） など

3 県内企業のパートナーシップ構築宣言登録数の推移



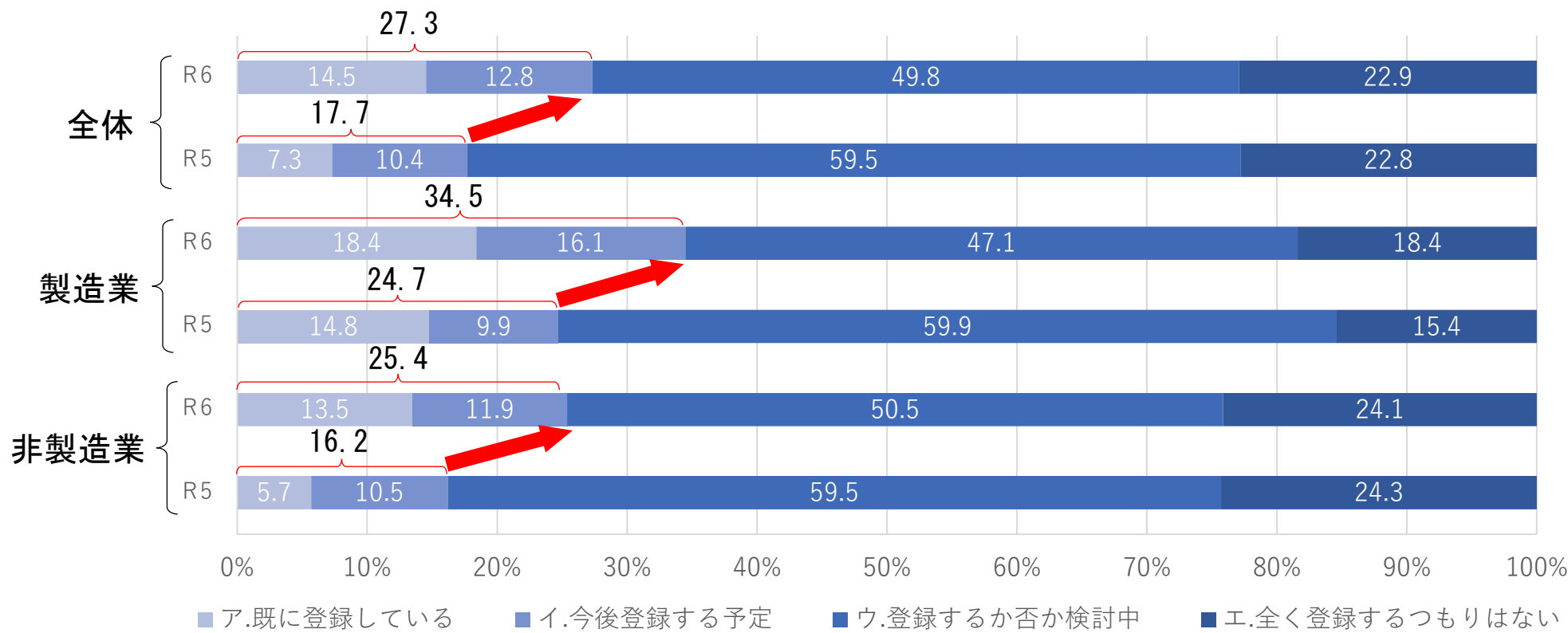
県内企業のパートナーシップ構築宣言登録数は、「共同宣言」発出前の約**3.2倍**に増加
→それでも、県内企業等数全体（約11.7万社）から見ると、3%程度にとどまる。

4 令和6年度価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に係る実態調査結果（概要）

・対象企業：4,000社 ・回答企業：406社（回答率10.2%） ・調査期間：令和6年11月1日～11月30日

ア パートナーシップ構築宣言の登録状況（n=406）

[全 体] 登録済み又は登録予定の割合が27.3%（+9.6pt）
[製造業] 24.7%→34.5%（+9.8pt） [非製造業] 16.2%→25.4%（+9.2pt）

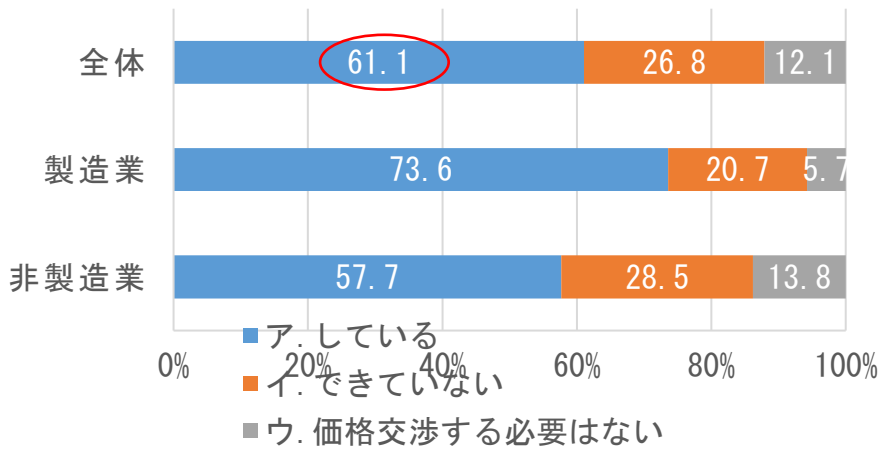


⇒登録済み又は登録予定の割合が前年度から9.6pt上昇しており、県内における宣言登録に向けた認知は一定程度進んでいる一方、検討中の企業も半数程度（49.8%）存在

4 令和6年度価格交渉家・パートナーシップ構築宣言に係る実態調査結果（概要）

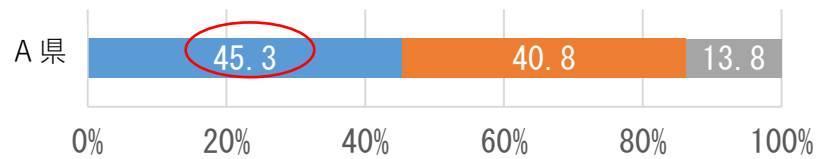
イ 価格交渉の実施状況（n=406）

- [全 体] 「している」が61.1%
- [製造業] 「している」が73.6%
- [非製造業] 「している」が57.7%



<他県との比較>

A県※45.3%と比較して本県は61.1%と高い
※令和6年10月 本県と類似する調査を実施

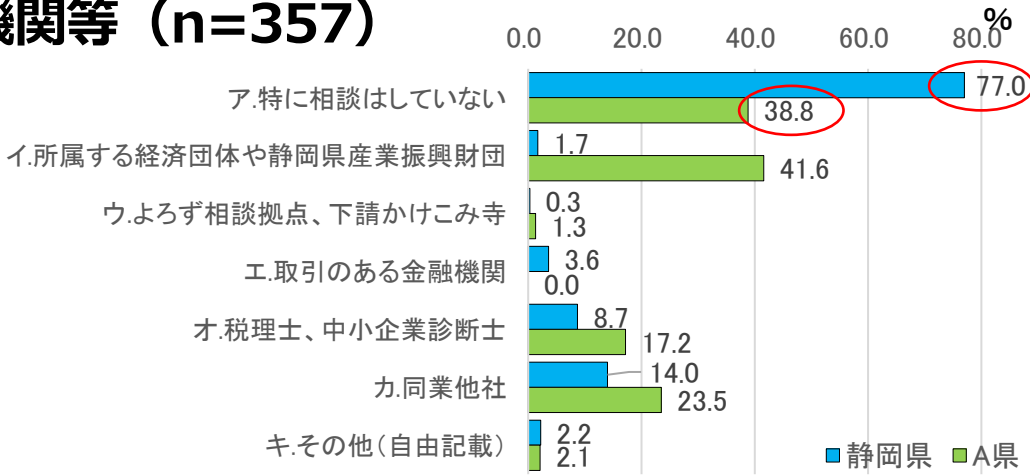


ウ 価格交渉をするに当たり相談した社外の機関等（n=357）

- ・「特に相談はしていない」が77.0%と最も多い
- ・相談先としては「同業他社」が14.0%と多い

<他県との比較>

- ・「特に相談はしていない」割合がA県38.8%と比較して本県は77.0%と高い

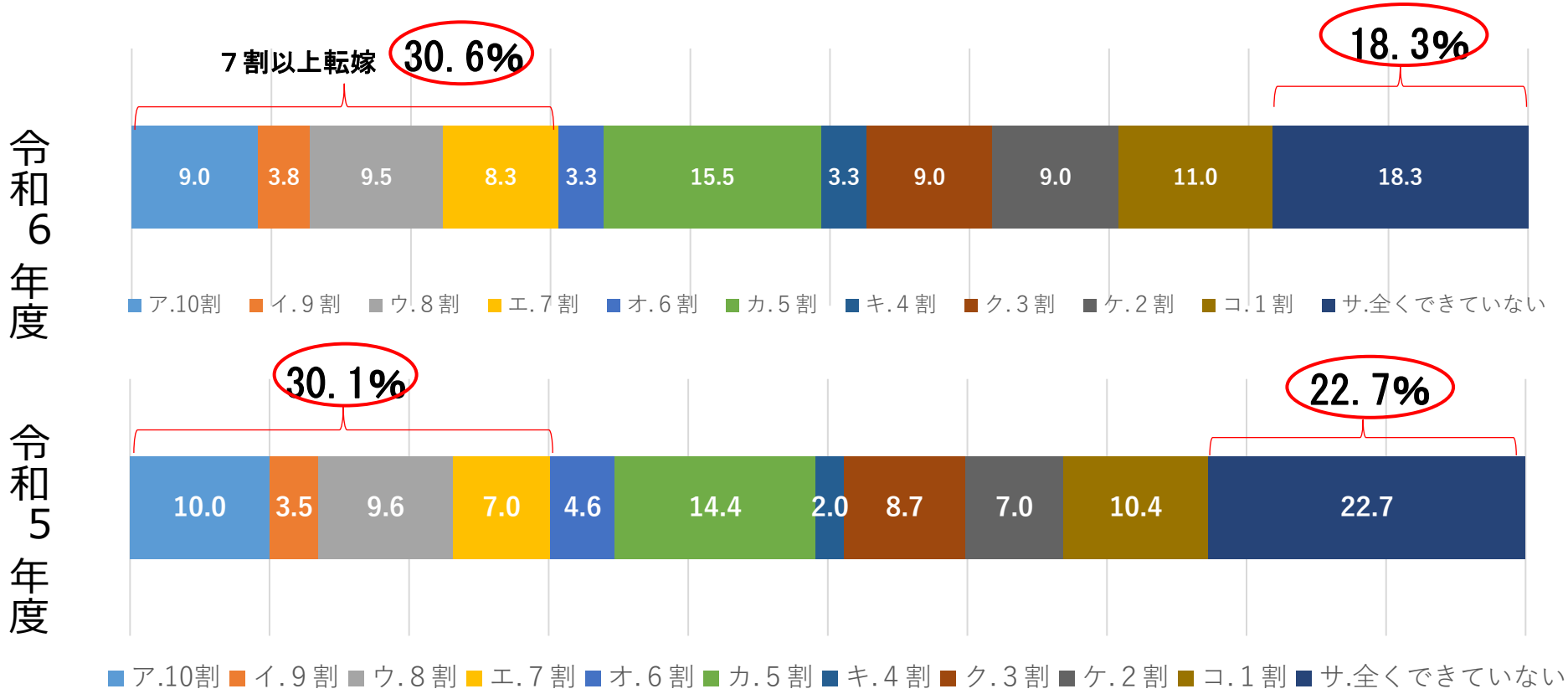


⇒他県と比較すると、価格交渉をするに当たり、社外の機関等に相談していない割合が高いため、相談窓口や価格交渉ノウハウ等、支援情報の更なる周知が必要

4 令和6年度価格転嫁・パートナーシップ構築宣言に係る実態調査結果（概要）

エ コスト高騰に対し、価格転嫁できた割合（医療・福祉を除く（n=399））

・「7割」以上の価格転嫁ができた企業の割合は30.6%
「全くできていない」企業は18.3%



・加重平均による**価格転嫁率は44.0%**（参考：中小企業庁R6.9全国調査結果 **価格転嫁率：49.7%**）

⇒価格転嫁率を上げるには、適切な価格転嫁の気運醸成や価格交渉力の向上などの一層の取組が必要

5 共同宣言に基づく令和7年度の取組

商 振 第 36 号
令和7年6月11日

(一社) 静岡県商工会議所連合会会長 様
静岡県商工会連合会会長 様
静岡県中小企業団体中央会会長 様
(一社) 静岡県経営者協会会長 様
静岡経済同友会静岡協議会代表幹事 様
静岡経済同友会浜松協議会代表幹事 様
静岡経済同友会東部協議会代表幹事 様
静岡県中小企業家同友会代表理事 様

静岡県知事 鈴木 康友

適切な価格転嫁に向けた取組の推進について（依頼）

日頃から、県政の推進に当たり、格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本県経済は緩やかに持ち直しているものの、物価高騰の長期化、人手不足の深刻化に加え、米国関税措置の影響によるコスト負担の増加が懸念されるなど、中小企業・小規模事業者は様々な課題に直面しています。

こうした中、中小企業・小規模事業者の付加価値や稼ぐ力の向上、質上げによる地域経済の活性化を実現するためには、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇分について、適切な価格転嫁を推進することが重要であります。

このため、適切な価格転嫁の実現に向けて、サプライチェーン全体の付加価値の向上・共存共栄を進める「パートナーシップ構築宣言」への積極的な登録や、その趣旨の社内外への周知・徹底など宣言の実効性向上のための取組の推進について、御理解、御協力いただきますようお願い申し上げます。

貴団体におかれましては、会員事業者へ本通知について御周知くださいますようお願い申し上げます。

【参考】関係官庁等ホームページ

- 「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」（中小企業庁ほか）
<https://www.biz-partnership.jp/>
- 「下請取引適正化、価格交渉・価格転嫁、官公需対策」（中小企業庁）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/index.html>
- 「円滑な価格転嫁や取引適正化に向けた環境整備を進めています」（静岡県）
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1056941.html>
- 「パートナーシップ構築宣言」（静岡県）
<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/introduction/soshiki/1002123/1054361.html>

担 当 : 静岡県経済産業部商工業局商工振興課
電 話 : 054-221-2182
E-mail : ssr@pref.shizuoka.lg.jp

令和7年6月11日に開催した 第2回静岡県米国関税対策連絡会議に合わせ **知事から県内経済団体に対して 適切な価格転嫁に向けた取組の推進に係る 協力依頼文を発出**

＜発出先＞

- 一般社団法人 静岡県商工会議所連合会
- 静岡県商工会連合会
- 静岡県中小企業団体中央会
- 一般社団法人 静岡県経営者協会
- 静岡経済同友会静岡協議会
- 静岡経済同友会浜松協議会
- 静岡経済同友会東部協議会
- 静岡県中小企業家同友会

＜依頼内容＞

- 適正な価格転嫁の実現に向けたサプライチェーン全体の付加価値の向上・共存共栄を進める「パートナーシップ構築宣言」への積極的な登録及びその趣旨の社内外への周知・徹底など宣言の実効性向上のための取組の推進への協力
- 会員事業者への本通知の周知

5 共同宣言に基づく令和7年度の取組

地域の企業にとって身近な経営指導員と連携したパートナーシップ構築宣言普及の試行

→県が作成するチラシ等を活用し、経営指導員から企業へアンケート調査への協力やパートナーシップ構築宣言の登録に向けた働き掛けなどを実施

「パートナーシップ構築宣言」 実態把握アンケートご協力のお願い

本県では、令和5年6月7日に産官労の3者（13団体）で「パートナーシップ構築宣言」の普及・促進と実効性向上に向けた共同宣言」を行い、適切な価格転嫁の気運醸成に連携して取り組んでいます。

このたび、宣言の実効性向上に向けた今後の取組の参考とするため、パートナーシップ構築宣言の登録状況や課題などの実態を把握したく、アンケート調査にご協力いただきますようお願いいたします。



回答はこちらから

ふじのくに
電子申請サービス



「パートナーシップ構築宣言」の登録はこちらから

適切な価格転嫁の実現に向けて、積極的な登録をお願いいたします。

STEP 1 : ひな形をポータルサイトからダウンロードして宣言文を作成

STEP 2 : 企業名や業種など必須項目を入力

STEP 3 : PDF形式で宣言文をポータルサイトにアップロード

→ ご登録いただいた日の3～4日後に公開されます。

(公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-6228-3802

提出先URL : <https://www.biz-partnership.jp/>



お問合せ先

静岡県 経済産業部 商工業局 商工振興課
(電話：054-221-2182)

「パートナーシップ構築宣言」とは

国と経済団体により令和2年5月に創設された仕組みで、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者の皆様と連携・共存を進めることで新たなパートナーシップを構築することを、「発注者」の立場から企業の代表者の名前で宣言するものです。

宣言登録数

(R7. 5. 30時点)

✓全国 68,768社

✓静岡県 3,496社

(全国6位)

登録によって受けられる優遇措置・メリット

- 県補助金の加算措置等 (R5 4事業→R6 29事業)
- 官公需における公契約条例に基づく優先発注 (プロポーザル等)
- 企業イメージの向上
- 取引先との信頼関係構築

登録後にお願いしたいこと

- 社内外への宣言の周知
- 宣言内容の実行
- 定期的な宣言内容の見直し
- 代表者や担当者等、登録情報が変更になった場合の登録変更

価格交渉に関する相談窓口

静岡県よろず支援拠点

(価格転嫁サポート窓口)

〔静岡商工会議所〕

中小企業・小規模事業者が抱える
経営課題にワンストップで対応
(相談無料)

受付時間：(土日祝日を除く)
9:30～12:00, 13:00～17:00

電話：054-253-5117

<https://shizuoka-yorozu.go.jp/>



下請かけこみ寺

〔(公財)静岡県産業振興財団〕

中小事業者の取引上の困りごとを
専門家とともに問題解決に向けて助言
(相談無料)

受付時間：(土日祝日を除く)
9:30～12:00, 13:00～17:00

電話：0120-418-618 (全国共通)

※静岡県内からは静岡県のかけこみ寺につながります。
<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/>



<取組状況>

6/19、6/25

商工会連合会

主催の経営指導員
研修会で説明済み

7/14、8/18

商工会議所連合会

主催の経営指導員
研修会で説明予定